システム運用開始後の状況等(10月末現在)

1. 安否確認体制

- ※別紙【坂城町 資料1】をご参照ください。
- (1)家族、親族、近所等 … 日常の見守り(メール配信登録)及び現地での安否確認
- (2)坂城町 … バックアップ体制(安否確認のフォロー)の体制整備
 - ①坂城町社会福協議会及び特別養護老人ホームさかき美里園((社)坂城福祉会)に委託し、24時間 365日対応の安否確認連絡窓口を設置。
 - ②上記委託機関から要請を受け、担当の民生委員、ひとり暮らし老人訪問員が現地確認。

2. 利用者本人(見守られる方)の状況

10月末利用者					
性別	人数				
男性	14				
女性	21				
計	35				

配信メー	ル別内訳	世帯構成別	内訳	年齡別内訳(10月末現在)					
元気メール + 異変メール	異変メールのみ	世帯横成	人数	70歳 ~ 74歳	75歳 ~ 79歳	80歳 ~ 84歳	85歳 ~ 89歳	90歳 ~ 94歳	計
		1人	9	1		2	4	2	9
6	8	2人(高齢)	5	1	1	1	2		5
		2人(他)	0						0
		1人	20		3	8	5	4	20
8	8 13	2人(高齢)	0						0
		2人(他)	1			1			1
14	21	計	35	2	4	12	11	6	35

3. 見守登録者(見守る方)の状況

利用者一人に対する			利用:	者との	関係別	内訳		登録者の所在地別内訳								
登録	登録人数別内訳		3 5 7		h.i _	÷n +4-		県 内				県 外				
登録 人数	件数	計	子 (*1)	兄弟 姉妹	他の 親族	親族 以外	町内	上田市	千曲市	長野市	他 (*2)	東京	神奈川	埼玉	他 (*3)	
3	5	15	15				3	3	1	2	2	1	2		1	
2	12	24	22	1	1		5	2	2	5	1	2	1	3	3	
1	18	18	13	2	2	1	6	5	1	2	2				2	
= ⊥	05 57	35 57	05 57	50	3	3	1	14	10	4	9	5	3	3	3	6
ĒΤ	計 35		*1.7	の配偶	老今ま	· 4	つ・小量を	も 安島	二甲十	岡公市	三 巨 知	甲点	田村久	.1		

| *1:子の配偶者含む。 *2:小諸市、安曇野市、岡谷市、長和町、宮田村 各1

^{*3:}愛知県、静岡県、滋賀県、京都府 各1 及び 宮城県2

4. メール配信状況(平成29年9月・10月分)

(1)元気メール(午前5時~正午までの水道の使い始めを配信)

月	利用者数 (a)	月間日数 (b)	a × b	実配信数	特記事項
9月	12	30	360	360	配信なし:1名1件 重複配信:1名1件
10月	14	31	434	432	配信なし:1名2件

(2)連続使用異変メール(水道の連続使用を2時間ごとに配信)

月	該当者数	配信数	特 記 事 項
10月	2	20	・Aさん(3回):不注意による水道の止め忘れ ・Bさん(17回):漏水

(3) 不使用異変メール(水道の不使用を1日3回判定し配信〔5~13時・13~21時・21~7時〕)

月	該当者数	配信数		特 記 事 項
		0 17	①時間帯別内訳	5時~13時:1回、 13時~21時:3回、 21時~7時:13回
9月	10		②配信回数別内訳	4回:1名、3回:1名、2回:2名、1回:6名
			⇒・起床時間や就	寝時間、外出などが要因と考えられ、問題は認めら
			れない。	
			①時間帯別内訳	5時~13時:15回、 13時~21時:16回、
				21時~7時:34回(重複1)
			②配信回数別内訳	29回:1名、9回:1名、8回:1名、6回:1名、
100	10	e E		5回:1名、3回:1名、2回:1名、1回:3名
10月	10	10 65	⇒・29回配信は入	院によるもの。9回、8回、5回の人は外泊による。
			・その他は、起床	F時間や就寝時間、外出などが要因と考えられ、
			問題は認められ	れない。

(4) 現地確認連絡窓口への依頼状況

- ・異変メールを受け取った家族等から、現地確認連絡窓口への依頼は「O件」です。
- 事前、事後の電話連絡等により安否が確認できているものと考えられます。

5. 利用者等の声(抽出の聞き取りから)

※別紙【坂城町 資料2】をご参照ください。